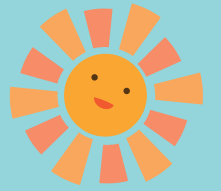
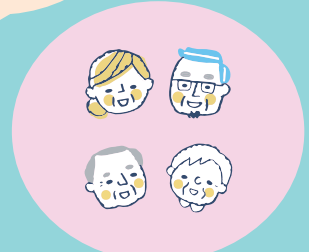
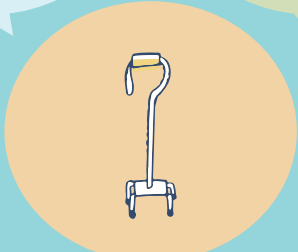


東大和市



高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)



令和3年3月

東大和市

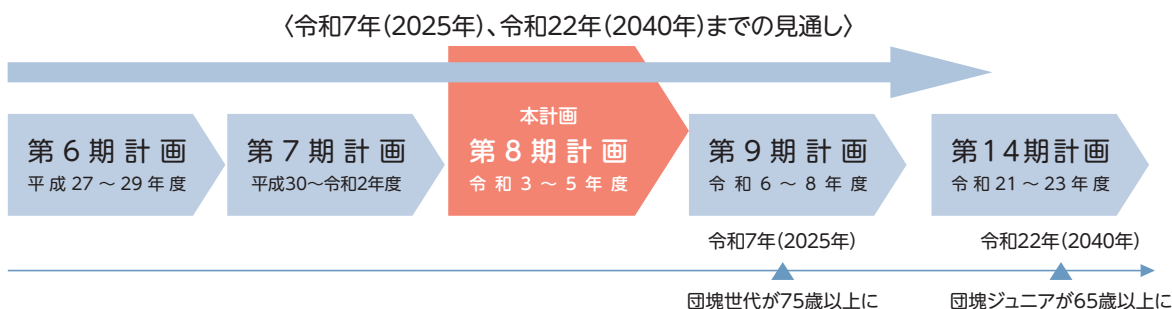
1 計画の概要

1 計画策定の趣旨

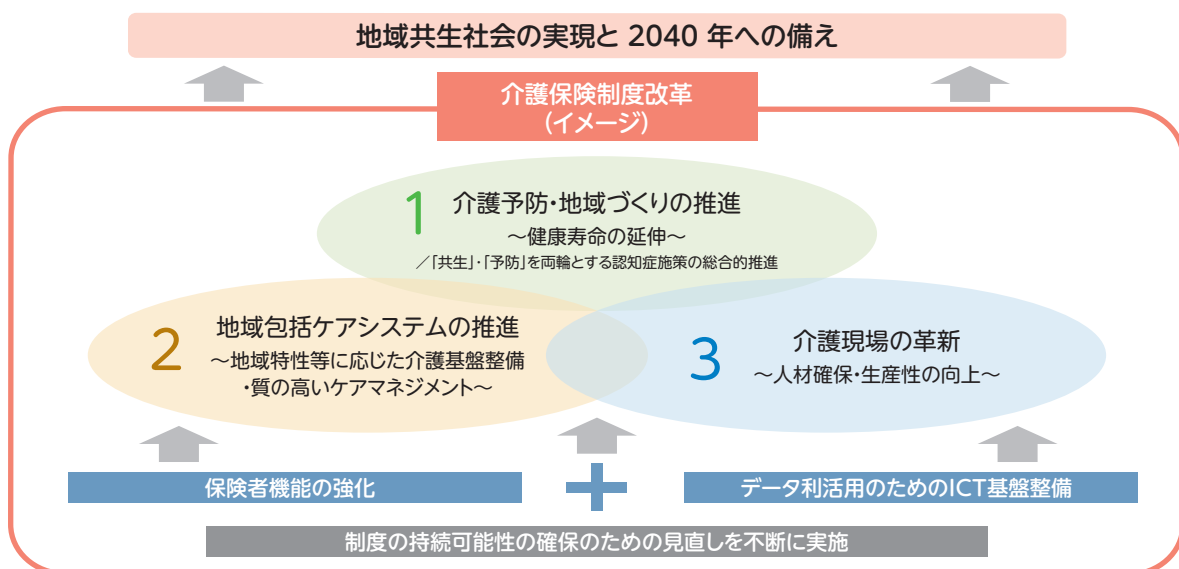
当市では、平成12年の介護保険制度の創設以来、7期にわたって高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定し、市が目指す基本的な目標を定め、その実現に努めています。

そして今回策定する第8期計画は、引き続き令和7年（2025年）を見据えた地域包括ケアシステムの推進を図るとともに、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を念頭に、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えることが求められています。これら社会状況の変化を踏まえつつ、目指す将来像や理念・目標の実現のため、高齢者福祉施策全般の推進と介護保険事業の円滑な実施を図ることを趣旨として、計画を策定します。

2 計画の期間



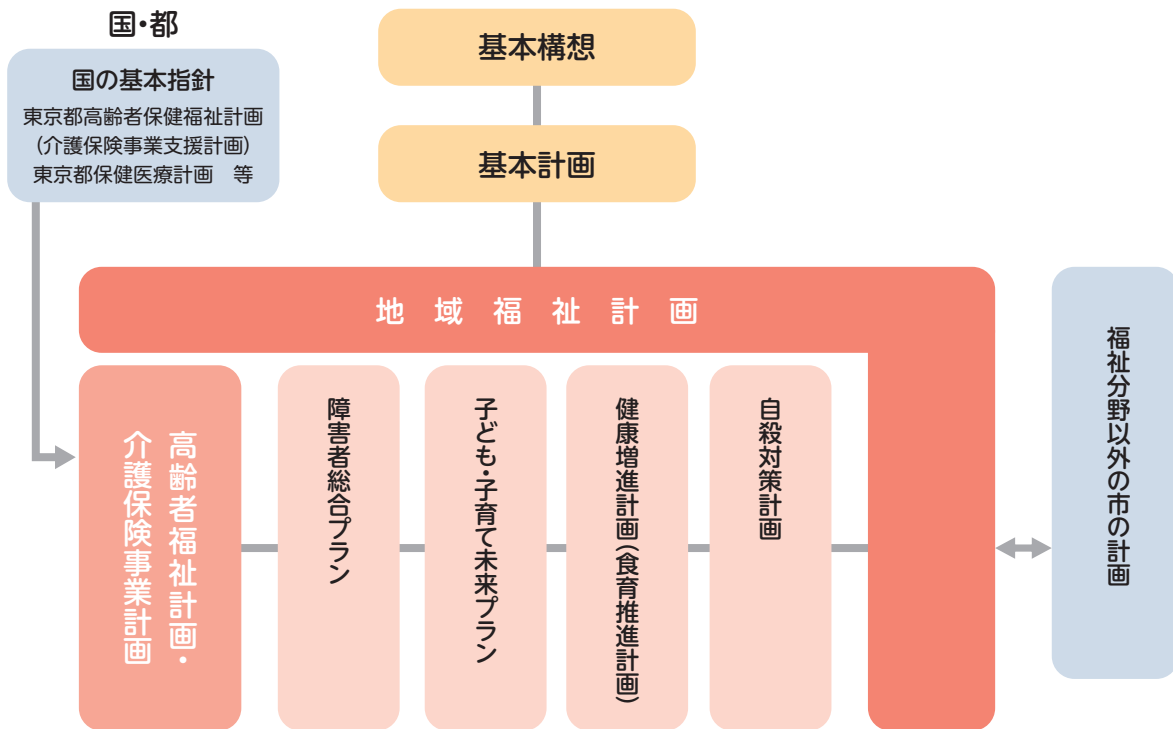
3 介護保険制度見直しの方向性について



出典：社会保障審議会 介護保険部会（第85回 令和元年11月14日）資料

4 計画の位置づけ

当市の「基本構想」、「基本計画」に基づき、「地域福祉計画」を上位計画として、他の福祉関連の計画等と調和・連携を図りつつ施策を推進するもので、地域福祉計画や他の福祉関連の計画とともに、「地域共生社会の実現」に向けて、包括的な支援と多様な主体の参加・協働を掲げて、諸施策を推進していきます。



SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された国際目標です。

当市では、SDGsで掲げられている17のゴールについて、地方自治体の取組と密接な関連があり、地方自治体の取組そのものが、SDGsの達成につながるものと考えています。

本計画で掲げる施策や事業を推進することにより、SDGsの達成に取り組んでいきます。

2

第8期計画の基本理念と基本目標

1 基本理念

本計画の基本理念は、第7期計画の『支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され 健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和』を継承することとし、今後とも、高齢者が住み慣れた地域での支え合いのもとで、尊厳を保ち、健康でいきいきと安心して、自分らしく生活できる東大和市を目指します。

本計画の基本理念

支え合う地域の中で
高齢者の意思が尊重され
健康で生きがいを持って
暮らせるまち 東大和

当市では、平成30年度に「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」を策定し、生涯にわたって健康でいきいきと豊かな人生をおくることができるまちを目指し、令和2年9月26日に「東大和市健幸都市宣言」を行いました。

併せて、健幸都市の実現という目標を達成するための取組を確実に進めていくための、「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針アクションプラン」を策定し、「65歳健康寿命」を3年以上伸ばし、多摩26市における「65歳健康寿命」第1位を目指すことを目標に掲げています。

目指せ、健幸長寿！

令和22 [2040] 年までに
「65歳健康寿命」を3年以上伸ばす

男性 86.24歳

女性 89.41歳

～健幸都市の実現
多摩26市での健康寿命1位～

2 基本目標

本計画は、基本理念の実現に向けた基本目標について、『地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進』とします。

当市は引き続き、令和7年（2025年）と令和22年（2040年）の双方を念頭に、地域共生社会の実現に向けて、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」が一体的に提供される『地域包括ケアシステム』を推進します。

本計画の基本目標

地域共生社会の実現に向けた 地域包括ケアシステムの推進

3 東大和市の将来フレーム（～令和22年（2040年））

(1) 総人口・高齢者人口等の見込み

当市の65歳以上人口は、令和22年度まで一貫して増加が見込まれており、当市で最も人口規模の大きい世代である、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年度には、高齢化率が35%近くに、75歳以上の後期高齢化率が18%超に上昇する見込みです。

■総人口・高齢者人口等の見込み

(単位：人)

	実績			推計				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総人口	85,534	85,277	85,305	84,986	84,841	84,389	83,604	80,301
40～64歳	29,451	29,686	29,886	29,979	30,124	30,309	30,227	23,492
65歳以上	22,806	22,992	23,191	23,298	23,516	23,428	23,641	28,022
65～74歳	11,144	10,828	10,810	10,821	10,393	9,871	9,172	13,057
75歳以上	11,662	12,164	12,381	12,477	13,123	13,557	14,469	14,965

出典：平成30年度～令和2年度は住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

令和3年度～令和7年度は平成28年～令和2年の住民基本台帳人口を使用した、コーホート変化率法（過去の実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法）での推計値。令和22年度は市の企画課推計値の補正値

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

当市の介護保険の要支援・要介護認定者数は、令和22年度まで一貫して増加が見込まれており、本計画期間中に5,000人超に、令和22年度には6,000人超まで増加する見込みです。

また、認定率は本計画期間中に20%を超え、上昇傾向で推移する見込みです。

■要支援・要介護認定者数の見込み

(単位：人)

	実績			推計				
	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
要支援1	809	845	841	858	893	907	937	1,038
要支援2	647	664	703	738	793	819	846	995
小計	1,456	1,509	1,544	1,596	1,686	1,726	1,783	2,033
要介護1	871	925	909	940	1,015	1,042	1,085	1,303
要介護2	612	629	649	653	699	720	747	902
小計	1,483	1,554	1,558	1,593	1,714	1,762	1,832	2,205
要介護3	477	494	542	553	601	622	646	800
要介護4	435	444	475	483	526	542	562	690
要介護5	336	354	348	356	380	388	400	490
小計	1,248	1,292	1,365	1,392	1,507	1,552	1,608	1,980
合計	4,187	4,355	4,467	4,581	4,907	5,040	5,223	6,218

出典：平成30年度～令和2年度は介護保険事業状況報告月報（各年9月末）

令和3年度以降は、地域包括ケア「見える化」システム（厚生労働省）による推計値

4 施策の体系

基本理念

支え合う地域の中で 高齢者の意思が尊重され
健康で生きがいを持って 暮らせるまち 東大和



3

高齢者福祉・介護保険事業施策の総合的展開

1 地域包括ケアシステムの推進・深化

当市は、令和7年（2025年）やいわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えて、在宅医療と介護の連携や認知症施策の推進、生活支援体制の整備をはじめ、地域包括ケアシステムに必要な取組について、地域住民や関係機関・団体、事業者等との協働により推進し、「地域共生社会」の実現につなげていきます。

(1) 推進体制の強化

- 「東大和市地域包括ケア推進会議」及び同会議の専門部会を通じて、医療や介護、住まい、介護予防等の関係者による課題の協議や情報共有を行い、多職種間の連携強化による地域包括ケアシステムのさらなる推進を図ります。

【主な事業（取組）】

1	東大和市地域包括ケアシステムの推進
2	地域包括ケアシステムについての市民に対する普及啓発

(2) 在宅医療と介護の連携の推進

- 高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを永く続けることができるよう、在宅医療・介護を一体的に提供できる体制づくりを推進するため、地域包括ケア推進会議専門部会の一つである「在宅医療介護連携推進部会」等の会議やICTツールの活用を通じて、市内の医師、歯科医師、薬剤師、介護保険サービス事業所の管理者等、多職種間の円滑な連携を図ります。
- アドバンス・ケア・プランニング（ACP）や看取りに関する取組、地域における在宅認知症の方への対応力を強化していく観点から、今後も関係者間の情報共有を図ります。

【主な事業（取組）】

3	医療・介護資源の情報整理と活用
4	切れ目のない、在宅医療・介護提供体制の構築
5	在宅療養生活を支えるための多職種情報共有体制の構築
6	地域における多職種連携研修会の開催
7	在宅療養・終末期・看取りについての市民に対する普及啓発

(3) 認知症施策の推進

- 認知症検診推進事業の実施による早期診断、早期対応から、認知症初期集中支援チームによる早期支援、認知症地域支援推進員の活用による認知症本人や家族に対する支援、「通いの場」の拡充等、認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、総合的な認知症施策を推進します。
- 小中学生に対する認知症サポーター養成講座の実施、地域住民に対する認知症についての理解促進及びチームオレンジの設置に向けた検討等、地域づくりや他の分野の関連施策との連携等を通じて、引き続き認知症との「共生」を重視しつつ、「予防」の取組も一層強化し、車の両輪として取組を進めます。

【主な事業（取組）】

8	認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座の実施とチームオレンジの設置の検討
9	高齢者が身近に通える場の拡充・創設
10	専門職向けの研修の実施
11	認知症検診推進事業の実施や認知症初期集中支援チームの活用等による認知症の早期発見・早期対応
12	市民参加型の認知症になっても住みやすいまちづくり

(4) 地域ケア会議の推進

- 包括的・継続的ケアマネジメントを効果的に実施するために、多職種間の連携を構築するための手法として、各高齢者ほっと支援センター（いもくぼ・きよはら・なんがい）で地域ケア会議を開催します。
- 緊急性の高いケースや困難ケース、自立支援・重度化防止・介護予防の事例等を取り上げ、多職種が連携して課題の具体的な対応策を検討する「小地域ケア会議」の開催と各種研修の開催を通じて、高齢者ほっと支援センター職員及びケアマネジャーのスキルアップを図ります。

【主な事業（取組）】

13	小地域ケア会議の開催
14	地区別地域ケア会議の開催
15	地域ケア全体会の開催

(5) 生活支援体制整備の推進

- ひとり暮らしの高齢者の増加を見据えつつ、生活支援体制整備事業の実施を通じて、地域での勉強会や生活支援コーディネーター及び協議体を活用した地域課題の共有と解決策の検討、高齢者の生活支援ニーズとサービスとの適切なマッチング、生活支援の担い手づくり等を進めます。

【主な事業（取組）】

16	第2層協議体を活用した社会資源の発見と開発
17	生活支援コーディネーターを活用した高齢者のニーズ把握とサービスとのマッチングの推進
18	生活支援体制の整備推進
19	通いの場及び社会資源についての市民に対する普及啓発

2 包括的な相談・支援体制の充実

複雑化、複合化する高齢者の生活課題に対応するため、高齢者ほっと支援センター及び高齢者見守りぼっくすによる相談支援体制の強化を図るとともに、様々な相談を受け止める「包括的な相談支援」、地域社会への多様な「参加支援」、そして、市民の積極的な交流や参加の促進、地域での居場所づくりなど「地域づくりに向けた支援」を一体化した、包括的な支援体制の充実を図ります。

(1) 高齢者ほっと支援センターの機能強化

- 地域包括ケアシステムにおける中核機能として、高齢者の相談窓口、地域ネットワークの構築、ケアマネジャー支援等、各機能の充実に向けた人員体制の適切な配置や専門性の向上、各センター間の連携強化等を図るほか、医療や住まいなどの様々な社会資源を活かした取組を進めます。
- 高齢者ほっと支援センターに配置した認知症地域支援推進員や第2層生活支援コーディネーターを活用しつつ、認知症本人や家族に対する支援や高齢者の生活支援の強化を図ります。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討の状況を踏まえつつ、それらの事業と連携し、「包括的な相談支援」等の実現を目指します。

【主な事業（取組）】

20	高齢者ほっと支援センターの体制強化
21	重層的支援体制整備事業との連携

(2) 支え合う仕組みづくりの推進

- 「高齢者見守りぼっくす」や「子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～」、社会福祉協議会が実施するふれあいのまちづくり事業を通じて、支え合う仕組みに基づく高齢者の見守りや相談支援を推進します。
- 重層的支援体制整備事業の実施に向けた検討の状況を踏まえつつ、それらの事業と連携し、「孤立の防止」や「多世代の交流」等を推進します。

【主な事業（取組）】

22	高齢者見守りぼっくすによる相談・支援
23	子ども・高齢者見守りネットワーク～大きな和～による見守り
24	見守り・声かけ活動

(3) 介護者への支援

- 家族介護者の会への支援の継続とともに、介護者に対するこころの相談や介護者同士の交流の場を提供する「ケアラー支援事業」を実施します。

【主な事業（取組）】

25	家族介護者の会への支援
26	ケアラー支援事業

3 健康づくり・介護予防の推進

今後も、ボランティア活動やスポーツ活動、趣味や学習の活動、老人クラブ活動をはじめ、各種の社会活動への積極的な参加とともに、年齢を問わず働き続ける高齢者も近年増加していることから、就労や就労的活動の促進を通じて、高齢者の生きがいの獲得と健康寿命の延伸につなげていきます。

また、地域で暮らし続けるための社会参加（地域住民の主体的な取組）を軸として、健康づくりと介護予防を一体化し、すべての高齢者を視野に入れた取組を推進します。

(1) 健康づくりの推進

- 「健幸都市の実現に向けた東大和市健康寿命延伸取組方針」に基づき、健康づくりに自ら取り組むことのできる環境を整備するとともに、地域の自主的な健康づくり活動や取組への支援を継続します。
- 健康寿命の延伸を目的として産官学民連携、リビングラボの手法を取り入れ、持続的なライフスタイルや行動の変容につながる健康への取組を推進します。
- 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」に基づき、高齢者の保健事業と介護予防を一体化した事業を実施し、多様な課題を抱える高齢者や、閉じこもりがちで健康状態の不明な高齢者を把握するとともに、フレイル（虚弱）のおそれのある高齢者全体を疾病予防・重症化予防及び生活機能改善の視点から支援を図ります。

【主な事業（取組）】

27	各健（検）診
28	健康ウォーキング事業
29	健康啓発教育事業
30	健康相談事業
31	COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策
32	歯と口腔の健康に関する講演会
33	成人歯科健康診査事業
34	後期高齢者医療歯科健康診査
35	歯科医療連携推進事業
36	こころの健康づくり講演会
37	運動器症候群（ロコモティブシンドローム）の周知
38	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施
39	新たな健康への取組



(2) 社会参加・生きがいづくりの推進

- 高齢者が、元気で活動的な生活を送り、生きがいを持ち、地域社会の担い手としての役割を發揮するための仕組みづくりに取り組むとともに、ボランティアやNPOなどの地域活動団体と連携して、活動の場を拡充し、地域活動、生涯学習・生涯スポーツ活動など多様な場への高齢者の社会参加を促進します。
- 介護支援いきいき活動事業の利用促進を図りながら元気な高齢者の社会参加意欲を活かす取組を進めるとともに、社会参加から就労的活動につなげるための施策を関係機関と連携しながら検討します。

【主な事業（取組）】

40	シルバー人材センターへの支援
41	学習機会の保障
42	スポーツ・レクリエーション情報の提供
43	老人クラブの活動支援
44	介護支援いきいき活動事業

(3) 介護予防・重度化防止の推進

- 健康づくりの一環として、意識して介護予防に取り組めるよう、「東大和元気ゆうゆう体操」をはじめとした介護予防の普及啓発をさらに充実させます。
- 介護度の重度化防止に向けて、要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の充実を図ります。
- 介護予防リーダー及び体操普及推進員、生活支援コーディネーター等の人材を有効活用しながら、高齢者の主体的な健康づくり・介護予防活動の継続を図ります。

【主な事業（取組）】

45	介護予防普及啓発事業
46	東大和元気ゆうゆうポイント事業
47	介護予防リーダー・東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の養成
48	介護予防リーダー・体操普及推進員へのフォローアップ
49	介護予防把握事業
50	通いの場の創出
51	新たな健康への取組【再掲】
52	一般介護予防事業と他の地域支援事業に基づく事業等との連携
53	要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の充実

4 介護保険サービスの充実・強化

介護保険サービスは、民間の多様なサービス事業者によって提供されていることから、利用者のニーズに応え、介護保険制度を円滑に運営していくために、今後も事業者と連携して、サービス基盤の確保や質的な維持・向上を図っていきます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

①介護予防・生活支援サービス事業

- 要支援認定者や基本チェックリスト該当者（事業対象者）等に、訪問による身体介護や生活援助とともに、通所による体操やレクリエーション等を提供します。需要に応じた多様なサービスの提供に努めます。

【サービス】

訪問型サービス	訪問介護相当サービス★ 緩和型サービス★（訪問型サービスA）
通所型サービス	通所介護相当サービス★ 緩和型サービス★（通所型サービスA） 短期集中予防サービス（通所型サービスC）

★は、令和2年度現在、当市で実施しているサービス

②一般介護予防事業

- すべての第1号被保険者（65歳以上の高齢者）を対象に、介護予防のための教室を開催します。事業をより効果的・効率的に実施するために、介護予防・自立支援のための地域ケア会議や生活支援体制整備事業といった他の事業との連携を進めます。

【サービス】

楽しみマッスル教室
いきいき運動プラス

(2) 居宅・地域密着型・施設サービスの充実

①居宅サービス

- 需要に応じたサービスの提供体制の確保とともに、質の高いサービスが提供できるよう、引き続き事業所支援に努めていきます。

【サービス】

訪問介護	ホームヘルパーが訪問し、食事・排泄などの身体介護や掃除・洗濯などの生活援助を行うサービスです。
訪問入浴介護*	浴槽を積んだ入浴車などが訪問し、入浴の介助を行うサービスです。
訪問看護*	看護師等が自宅を訪問し、病状の観察や療養上のお世話をを行うサービスです。
訪問リハビリテーション*	リハビリの専門職が自宅を訪問して、リハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導*	医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、療養上の管理や指導を行うサービスです。

通所介護	通所介護施設で入浴や食事の提供や介護、機能訓練、レクリエーション等を行うサービスです。
通所リハビリテーション*	医療機関や介護老人保健施設に通い、日帰りでリハビリテーションを行うサービスです。
短期入所生活介護*	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
短期入所療養介護*	介護老人保健施設や介護療養型医療施設に短期間入所して、医学的管理の下での看護、介護、機能訓練、日常生活上の世話を受けることができるサービスです。
福祉用具貸与*	車いす、特殊寝台、歩行補助つえなどの福祉用具を貸し出すサービスです。
特定福祉用具購入費*	入浴や排泄などに使用する福祉用具を、指定を受けた事業所で購入したときに、年間10万円を上限に購入費の9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）を支給するサービスです。
住宅改修費*	住み慣れた家で安全に生活するために、手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修を行ったときに、20万円を上限に改修費用の9割（一定以上の所得のある方は8割又は7割）を支給するサービスです。
特定施設入居者生活介護*	有料老人ホームやサービス付き高齢者住宅などに入所している方が、食事や入浴などの介護や機能訓練及び療養上の世話を受けます。
居宅介護支援*	ケアマネジャーなどが利用者、家族、関係事業者などと協議して、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画の作成などを行うサービスです。

*は、要支援1・2認定者を対象とする介護予防サービスを含む

②地域密着型サービス

- 住み慣れた自宅や日常生活圏域での生活を支援するため、需要に応じたサービスの提供体制の確保とともに、質の高いサービスが提供できるよう、引き続き事業所支援に努めていきます。

【サービス】

認知症対応型通所介護*	認知症の高齢者に対して、日帰りで入浴、食事の提供、機能訓練などを行うサービスです。
小規模多機能型居宅介護*	「通所サービス」を中心に「訪問」や「泊まり」を組み合わせ、本人の心身の状況や希望に応じ、入浴、排泄、食事などの介護や機能訓練などを行うサービスです。
認知症対応型共同生活介護*	認知症の高齢者が家庭的な環境の中、少人数で共同生活をしながら、日常生活上の介護・援助を受けるサービスです。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期巡回や通報により、ホームヘルパーが訪問して、日常生活上の世話などを行うサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護の高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、利用者からの通報により、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせ、1つの事業所が提供する地域密着型サービスです。
地域密着型通所介護	定員18人以下の通所介護事業所において、入浴や食事の介護、機能訓練等を行うサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員30人未満の小規模な介護専用の有料老人ホームや、軽費老人ホームなどで、食事、入浴等の介護や機能訓練等を行うサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護者を対象とする定員30人未満の小規模な特別養護老人ホームで、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を行うサービスです。

*は、要支援1・2認定者を対象とする介護予防サービスを含む（認知症対応型共同生活介護は、要支援2認定者のみ対象）

③施設サービス

- 既存の施設サービスについては、質の高いサービスが提供できるよう、引き続き事業所支援に努めていきます。
- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の整備については、今後の高齢者の増加状況を踏まえると、現段階では100床程度の規模の施設が必要と想定されますが、住宅セーフティネット法に基づく登録住宅やサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者の住まいの整備状況も見据えながら、公有地の活用を基本に、整備時期及び整備地域を含め具体的に検討していきます。

【サービス】

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常時介護が必要で自宅での生活が難しい方に、日常生活の世話（介護）を提供する施設サービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリテーションが必要な方に、機能訓練や日常生活の世話（介護）を提供する施設サービスです。
介護医療院	日常的な医学管理が必要な重介護者に、長期療養のための医療と日常生活の世話（介護）を一体的に提供する施設サービスです。
介護療養型医療施設*	病状が安定し、長期の療養が必要な方に、医療、看護又は日常生活の世話（介護）を提供する施設サービスです。

* 令和6年3月末までに、介護医療院等への移行が予定されています。

(3) サービスの質の確保・向上

- 介護保険サービス事業者への集団指導や事業者連絡会を通じて適正なサービスの提供や質の向上を促していきます。

【主な事業（取組）】

54	事業者集団指導
55	実地指導
56	ケアプラン点検
57	縦覧点検等
58	事業者連絡会

(4) 介護人材の確保等

- 児童・生徒から若者、高齢者まで、あらゆる世代に対し、介護人材の確保に向けた取組を行っていくとともに、業務効率化及び質の向上につながる取組を推進します。

【主な事業（取組）】

59	福祉のしごと 相談・面接会
60	介護人材支援制度の情報提供
61	介護支援いきいき活動事業【再掲】
62	介護現場のイメージ向上への取組
63	文書負担軽減
64	市認定ヘルパー養成講座
65	介護人材の定着促進のための事業者支援
66	介護人材確保に関する市民への普及啓発

5 住まい・日常生活支援の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、世帯の細分化や価値観の多様化を踏まえつつ、多様な住み方への対応を図るほか、生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の既存の取組と連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施していきます。

また、高齢者に対する虐待や高齢者を狙った犯罪が社会問題化していることから、それらへの対策とともに、認知症高齢者が増加することを踏まえて、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用促進など、権利擁護のための必要な取組を推進します。

さらに、災害時の支援体制の充実や交通安全対策など、高齢者の安全・安心を確保するための取組を図ります。

(1) 安心できる住まいの確保

① 居住支援の充実

- 多様化する高齢者のニーズに対応した住まいへの支援を行うとともに、現在の住まいで、より安全に、安心して生活ができるよう、住宅改修等への支援に取り組みます。
- 将来を見据えた住まいの検討ができるよう、介護付き有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況に関する情報等、住宅施策や介護・福祉施設に関する市民へのわかりやすい情報提供に取り組みます。

【主な事業（取組）】

67	養護老人ホーム等措置事業
68	シルバーピア事業
69	サービス付き高齢者向け住宅等

② 住環境の整備

- 公共施設や道路など様々な施設について、高齢者が安全かつ円滑に利用することができるよう、環境整備を推進します。
- 高齢化に対応した住環境の改善に向け、バリアフリー化を促進し、安心して住み続けられる住まいづくりを促進します。

【主な事業（取組）】

70	道路等のバリアフリー化
71	ベンチの設置要望
72	都営住宅建替え整備に関する要請

(2) 生活支援の充実

- 多様化する生活支援ニーズに対応するため、一般高齢者施策としての見守りや生活支援ショートステイ等により、地域における生活を支えます。
- 介護保険の保健福祉事業として、重度の要介護者に対するおむつの支給等を行い、本人の生活支援と介護者の負担軽減を図ります。
- 生活支援体制整備事業の実施にあたっては、掃除やゴミ出し等の日常生活の困りごとを地域の支え合いで解決できる取組を進めるとともに、地域での支え合い体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターや協議体を中心に、サービスの担い手の養成や活動場所の確保に取り組みます。

【主な事業（取組）】

73	生活支援ショートステイ
74	ファミリー・サポート・センター事業
75	おむつの貸与・支給
76	理・美容券の支給
77	生活支援コーディネーターと協議体の活用

(3) 権利擁護の充実

- 認知症などにより判断能力が十分でない人の主体性や尊厳を守り、住み慣れた地域での生活を継続できるよう、高齢者ほっと支援センターの相談窓口を通じて、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用を促進します。
- 高齢者が尊厳を持って暮らし続けられるよう、高齢者への虐待の未然防止や早期発見、早期対応に向けて、認知症に対する正しい理解を促進する取組や高齢者ほっと支援センターの相談窓口の周知を進めます。

【主な事業（取組）】

78	福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業）
79	成年後見制度の利用支援
80	成年後見制度市長申立
81	高齢者への虐待防止

(4) 災害・交通安全・防犯体制の充実

- 災害時における要配慮者への支援を的確・迅速に行えるよう、自治会や民生委員などと連携するとともに、「避難行動要支援者避難支援登録制度」の登録者の安否確認や避難誘導の方法・支援体制を整備します。
- 高齢者の交通事故を減らすため、老人クラブや高齢者サークル等の社会参加活動の場や高齢者が多く集まる場所において、高齢者の事故発生実態を踏まえた参加、体験、実践型の交通安全教育の推進を図ります。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、引き続き、振り込め詐欺やその他消費者被害の未然防止に向けた意識啓発と防犯体制の充実に取り組みます。

【主な事業（取組）】

82	防災対策の推進
83	交通安全教育・啓発の推進
84	消費者被害などの防止の推進

(5) 感染症対策の推進

- 新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、介護保険施設や介護保険サービス事業所等と連携した、感染症対策についての周知啓発、研修等を実施します。

【主な事業（取組）】

85	ガイドラインに沿った感染予防、感染拡大防止の対策の促進
----	-----------------------------

4

介護保険制度の円滑な運営

1 3年間の介護保険事業費見込額

介護保険サービスの総給付費等の見込みは、次のとおりです。

(1) 総給付費

■総給付費の見込み

(単位：千円)

区分	合計	第8期			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
総給付費	19,607,453	6,096,886	6,631,203	6,879,364	7,165,546	8,723,148

(2) 標準給付費見込額

■標準給付費見込額

(単位：千円)

区分	合計	第8期			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額 (①～⑤の合計)	21,033,395	6,538,181	7,097,743	7,397,471	7,705,378	9,334,114
①総給付費	19,607,453	6,096,886	6,631,203	6,879,364	7,165,546	8,723,148
②特定入所者介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	609,166	203,467	196,934	208,765	215,023	234,958
③高額介護サービス費等給付額（財政影響額調整後）	697,910	202,978	230,201	264,731	277,968	321,783
④高額医療合算介護サービス費等給付額	97,681	28,130	32,349	37,202	39,062	45,219
⑤算定対象審査支払手数料	21,185	6,720	7,056	7,409	7,779	9,006

(3) 地域支援事業費

■地域支援事業費

(単位：千円)

区分	合計	第8期			中長期	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
地域支援事業費 (①～③の合計)	1,311,866	400,420	446,218	465,228	484,666	548,221
①介護予防・日常生活支援総合事業費	839,817	265,604	281,384	292,829	307,470	355,935
②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	317,242	87,643	113,246	116,353	116,466	116,841
③包括的支援事業（社会保障充実分）	154,807	47,173	51,588	56,046	60,730	75,445

2 第1号被保険者の保険料基準額の算定

第8期における介護保険料の段階設定は14段階とし、各段階を次のとおり設定します。

第7期 (令和2年度)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
負担割合	基準額 × 0.307 (0.500)	基準額 × 0.500 (0.653)	基準額 × 0.692 (0.730)	基準額 × 0.884	基準額	基準額 × 1.153	基準額 × 1.269	基準額 × 1.500	基準額 × 1.673	基準額 × 1.807	基準額 × 1.960	基準額 × 2.115	基準額 × 2.268	
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が90万円以下の方	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が90万円超の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が120万円以上300万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が300万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が1500万円以上2000万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が2000万円以上3000万円未満の方
保険料年額	19,200円 (31,800円)	31,200円 (40,800円)	43,200円 (45,600円)	55,200円	62,400円	72,000円	79,200円	93,600円	104,400円	112,800円	122,400円	132,000円	141,600円	
				所得区分変更			所得区分変更	所得区分変更						新設
第8期	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
負担割合	基準額 × 0.301 (0.500)	基準額 × 0.490 (0.710)	基準額 × 0.697 (0.730)	基準額 × 0.886	基準額	基準額 × 1.150	基準額 × 1.264	基準額 × 1.508	基準額 × 1.678	基準額 × 1.848	基準額 × 2.018	基準額 × 2.188	基準額 × 2.358	基準額 × 2.528
所得区分	世帯全員が市民税非課税で、生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、あるいは本人の所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方	世帯全員が市民税非課税で、本人の所得金額と課税年金収入額の合計が120万円超の方	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が90万円以下の方	本人が市民税非課税で、世帯に市民税課税者がいる方で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が90万円超の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が120万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が120万円以上210万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が210万円以上320万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が320万円以上400万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が400万円以上600万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が600万円以上800万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が800万円以上1000万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が1000万円以上1500万円未満の方	本人が市民税課税で、本人の所得金額が1500万円以上2000万円未満の方
保険料年額	19,200円 (31,800円)	31,200円 (45,200円)	44,400円 (46,500円)	56,400円	63,600円	73,200円	80,400円	96,000円	106,800円	117,600円	128,400円	139,200円	150,000円	160,800円

※保険料年額は100円未満を切り上げ。

※第1～第3段階は公費（低所得者保険料軽減負担金）を投入し、負担軽減策を実施。

※第8期の所得区分欄「合計所得金額」は、平成30年度税制改正（給与所得控除及び公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額引き上げ）の影響を受けないよう算定した金額。

3 介護保険事業の円滑な運営

高齢者一人ひとりがその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるように支援するとともに、要介護状態等となることの予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止を図ることで、介護保険制度の円滑な運営につなげていきます。

また、介護サービス利用者が真に必要とする良質なサービス提供と持続可能な介護保険制度の構築を目的に、介護給付等の適正化への取組を実施し、不適切な介護サービス、過剰な支給の削減に努めます。

(1) リハビリテーション指標等の設定

いつまでも健康で住み慣れた地域で安心して過ごしていくために、元気なときからの切れ目のない介護予防に取り組み、生活機能全体を向上させることで、認定に至らない高齢者の増加を図ります。また、自立した生活を支えることのできる地域づくりを進めていきます。

(2) 適切なサービス提供体制、給付適正化の推進

【介護給付費等の適正化の取組及び実施目標の設定】

実施目標	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要介護認定の適正化	認定調査結果の点検実施		
ケアプランの点検	点検実施及び点検効果の周知		
住宅改修等の点検	申請内容の確認と訪問調査による点検実施		
縦覧点検・医療情報との突合	国保連審査対象外の点検・突合実施		
介護給付費通知	年1回実施		

(3) 計画の推進体制

質の高いサービス提供を実施するためには、各関連団体・事業者等が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていく必要があります。

また、地域共生社会の実現のためにも、庁内各部署との連携、医療と介護の連携、さらには子ども・子育て支援や障害福祉など、分野を超えて地域生活課題について関係機関と連絡調整を行う体制づくりが必要です。

本計画の進行管理にあたっては、設定した目標、見込量等に関連するデータの収集を定期的に実施します。また、各年度の事業の実績・進捗については、「東大和市介護保険運営協議会」に各年度の実施状況を報告し、意見を聴くなど、PDCAサイクル（計画－実施－評価－改善）による効率的な施策の進行管理に努めます。



東大和市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
概要版

令和3年3月

発行／東大和市

編集／東京都 東大和市 福祉部高齢介護課

〒207-8585 東京都東大和市中央3-930

TEL (042)563-2111

FAX (042)563-5930